

議会運営委員会

平成22年4月12日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行 ○木澤 正男 伴 吉晴
紀 良治 飯高 昭二
中西 議長

2. 理事者出席者

総務部長 清水 建也

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時）

署名委員 伴委員、紀委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に伴委員、紀委員を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。それではレジメにそって進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）次期定例会の日程についてを議題といたします。

全国治水大会の日程が決まりましたので、6月定例会の日程についてご審議いただきたいと思います。皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、平成22年第3回定例会の日程案についてご説明申し上げます。全国治水大会の開催日が6月3日（木）に決定をされましたので、その前後、2日から4日までを休会といたしまして、1日（火）を本会議初日とする案でございます。初日、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催。2日から6日は休会とし、7日（月）から一般質問、8日（火）につきましては、奈良県知事主催の市町村サミットが予定されており、町長がそちらに出席をされますので休会とし、9日（水）に続きの一般質問としております。10日（木）に建設水道常任委員会、11日（金）に厚生常任委員会、14日（月）は農業委員会がございますので休会。15日（火）に総務常任委員会、16日（水）に予算決算常任委員会としております。そして、17日（木）に議会運営委員会、そして18日（金）から21日（月）までを休会、22日（火）を本会議最終日とい

たしております。以上です。

委員長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、質疑、ご意見等があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 　それでは、6月定例会の日程につきましては、お手元の案のとおり予定しておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。6月定例会につきましては、予定ということで確認いたしておきたいと思います。

次に、（2）平成22年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。①の会期日程につきましては、3月18日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただきましたけれど、5月11日（火）、会期は1日ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。

平成22年第2回斑鳩町議会臨時会は、5月11日（火）、会期は1日ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

清水総務部長。

総務部長

それでは、お手元にお配りしております平成22年第2回臨時会提出予定議案という表を見ていただきながら説明をさせていただきます。

議案総数につきましては総数8件でございます。そのうち、議決案件が3件、承認案件が4件、同意案件が1件となっております。

まず議決案件の1つ目でございます。斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。この議案につきましては、平成22年度地方税制の改正を内容といたします、所得税法等の一部を改正する法律という法律が、本年の3月31日に公布をされまして、翌4月1日から施行をされております。この法律の第17条の規定によりまして、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例等に関する法律の一部が改正されました。その結果、当該規定が平成22年6月1日から施行されますことから、斑鳩町町税条例におけます当該法令の引用部分について所要の改正、文言整理でございますけれども、引用法令名の変更を行うものでございます。

2つ目でございます。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。この改正条例につきましても、先ほどの議案と同様、所得税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴いまして、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例等に関する法律が6月1日から施行されるということから、この斑鳩町国民健康保険税条例における当該法令の引用部分について所要の改正、これも文言整理でございますが、行うものでございます。

次に、3つ目でございますが、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。この補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算額73億8千万円にそれぞれ118万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予それぞれを73億8,118万5千円とするものでございます。内容といたしましては、国の個別所得補償制度の導入推進事業にかかります補正予算でございます。ちなみに、この平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）、なぜこの時期に新年度予算を改正するかという理由でございますけれども、この個別所得補償制度導入推進事業につきましては、元々国から補助金が、それが県に下りて、県が

配布するという形になっておるんですけれども、その補助金が平成22年度、本年度に交付されるということにつきましては、情報といたしまして昨年の12月ごろからあったところでございますけれども、各市町村への配分の金額、並びに、どのような費用に対して補助がされるということについてはまだ明確にはなっておらなかった事情がございます。それが示されましたのが、この今年の3月19日に開催されました市町村に対します説明会の席上でおきまして、当初予算には盛り込むことができなかつたのがひとつございます。そして、この事業について、なぜ5月議会でするかという、6月でもいいんじゃないかという議論があるかもわかりませんが、この事業につきましては早急に事業に着手していく必要があるところから、この5月議会で提案をさせていただくといったことでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それでは次に、承認案件の4件でございます。その1件目でございますけれども、町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）でございます。この補正予算につきましては、既定の歳入歳出78億9,521万4千円にそれぞれ5,528万6千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれを79億5,050万円とするものでございます。

まず歳入の内訳でございますけれども、国庫支出金でございます。これにつきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付がございまして、その金額が461万2千円でございます。これの増額補正を行うものでございます。次に、寄附金でございますが、このことにつきましても、文化財センターのオープン、藤ノ木古墳特別公開等におきまして、募金等を行いまして、その金額が寄附金として16万8千円ございまして、これの増額補正。あと、諸収入の追加補正といたしまして、市町村の振興交付金とということ、（財）市町村振興協会という協会がございまして、この市町村振興協会の基金を取り崩しを行いまして、それを県内の市町村に配分するというので、その当町の割当てが2,260万6千円がございまして、この2,260万6千円につきまして、諸収入のほうに追加補正、増額補正を行うものでございます。もうひとつ、歳

入の方で町債の追加補正ということで、法人住民税及び利子割交付金が減収される見込みでありますことから、これを補うために、減収補てん債2,790万円を発行しようと考えておりまして、これに伴う補正を、歳入のほうで追加補正をさせていただくものでございます。

続きまして歳出でございますけれども、歳出のほうで、まず1点目が、退職予定者に対しまして特別負担金を増額補正を考えております。金額といたしましては240万2千円でございます。これは、職員の退職に伴います役職加算分の特別負担金でございます。次に寄附金、先ほど歳入でもご説明させていただきましたが、寄附金のうち、文化財保存費の積立金に12万8千円を積み立てようと考えておりまして、これの補正を行うものでございます。歳入と歳出が差し引きいたしますと、5,275万6千円歳入が上回るという形になりますので、この差額分を予備費に充当しようというものでございます。

それと繰越明許費につきましても、追加補正がございまして、これは観光ルートサイン等の整備につきまして、補正をお願いしたところでございますけれども、いろいろ手続上、手続きに手間がかかっておりまして、平成21年度で執行が難しくなったということから、250万円を繰越明許を行うものでございます。

次に、最後でございますけれども、地方債の追加補正ということで、先ほど歳入のところでもご説明させていただきました、2,790万円につきまして、限度額を追加するものでございます。

このことにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、5月臨時会において承認を求めるものでございます。

次に、2点目の町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）でございます。これにつきましては、平成22年度地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布をされまして、平成22年4月1日から施行をされましたことから、斑鳩町町税条例におきましても、65歳未満の者の公的年金にかかります個人住民税の所得割の徴収方法を見直す必要がございますことから、斑鳩町町税条例の

一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分を行いまして、平成22年4月1日から施行をしたところでございます。このことにつきまして、本件について先ほどと同様、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、5月臨時会において承認を求めるものでございます。

この内容につきましては、申し上げますと、前年度、平成21年度の法改正で65歳未満の給与所得と年金所得の双方お持ちいただいている方につきましては、それまではその双方の合算した個人住民税を給与所得のほうから天引き、いわゆる特徴でございますけれども、できたところでございますけれども、それが平成21年度の法改正で、年金の分については分離して普通徴収にかえるといった法改正がございました。これにつきましては、納税者のほうがいろいろ手続きがいろいろかかるといったことで不満があったということから、今回、法改正でまた元に戻すといった内容でございます。本件にかかります住民の周知につきましては、4月の広報ですでに掲載しておりますし、対象となられる方、対象となる可能性、要は65歳未満の年金受給者、年金所得の生じる方につきましては、個別に案内文を送付しております。以上でございます。

続きまして、3つ目の町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）でございます。これにつきましても、さきほどもちょっと触れましたけれども、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布をされまして、4月1日から施行されております。このことから、この都市計画税条例の法令の中、引用条文でございます。その引用条文の整理を行うことから、文言整理をしたということございまして、これにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行ったところでございまして、同条第3項の規定によりまして、5月の臨時会において承認を求めるものでございます。

次に、承認案件の4つ目でございますけれども、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）でございます。これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され4月1日から施行されたこ

とに伴いまして、斑鳩町国民健康保険税条例をすみやかに改正する必要がありますことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付けで専決処分を行い、4月1日から施行をさせていただいたところでございます。このことにより、本件につきまして地方自治法第179条第3項の規定によりまして、5月の臨時会において承認を求めるものでございます。

その内容でございます。3点でございます。まず1点目でございますけれども、基礎課税額の賦課限度額が現行は47万円でございますけれども、それを3万円プラスして、50万円に改めます。また、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額をこれも現行の12万円から13万円に改めることが1点でございます。次に、2つ目といたしまして、65歳未満であって、非自発的に失業した者、と言うのは、いわゆるリストラでありますとか、会社が倒産した方々でございますけれども。そうした方で、失業した方について、失業をされた日の翌日の属する年度の翌年度末日までの間、と言いますのは、例えば、今日4月12日でございますけれども、今日付けで退職されますと、明日4月13日の所属する年度と言いますと平成22年度でございます。その翌年度でございますので、平成23年度の3月31日までは、その期間においては、総所得のうち給与所得の部分については、100分の30ですから、3割として税を課税するといった緩和措置でございます。それが措置されました。それともう1点、被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行する場合、そういう場合、その被保険者の被扶養者が、例えば奥さんが65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入することになりましたら、そういう場合におきまして、その国民健康保険の税につきまして減免対象を、これも期間限定2年間とされておりましたのを、永久、65歳から75歳になるまでですけれども、撤廃されたといった改正でございます。

最後、同意案件1件でございますけれども、斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについてでございます。このことにつきましては、同審査会の委員でございました清水孝雄氏がこの3月に死亡されたことに伴いまして、その欠員につきまして補充ということで、新委員の委嘱について同意を求めるものでございます。この新委員

でございます、新たに同意を求めると考えておりますのは、今現在、政治倫理審査会委員に選任をされておりました、また第4次総合計画策定審議会委員にもなっていております、服部2丁目に在住しております中西達也弁護士にお願いをしたいというふうに考えております。先般、連絡をとっておりました、まだ最終的なお返事はいただいておりますが、現在、そういう形で進んでおります。

以上が、平成22年第2回臨時会において提出を予定しております議案の内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前にお聞きしておくことがあればお受けしたいと思います。質疑、ご意見等のあるかたはどうぞ。 木澤委員

木澤委員 一個一個、議案の内容についてはお尋ねしませんけれども、専決処分になっている分と、議案でこうして議決を必要とする分と、議案のほうについては説明いただいた部分もあるんですけれども。専決処分で、特に都市計画税条例なんかは文言整理ということでおっしゃっていただきましたけれども、この違いっていうのはどういうことなんでしょうか。

総務部長 地方自治法並びに、議会のほうから委任を受けました専決処分ができる内容がございます。それに従いまして専決処分をさせていただいたものでございまして。当然、3月31日に法律の改正の内容が、その内容によりまして4月1日から施行となりますと、当然、猶予がない、緊急に措置をしていく必要があることから専決をするというのが許容されているものでございます。ただ、一方で6月1日施行につきましてはですね、この5月の臨時会という機会が幸いにもございますので、そこで議決を求めていくといった大雑把な説明ではございますけれども、そういったことではございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

ただ今、総務部長から説明がありましたように、条例改正と補正予算に係る議案が3件、町長専決処分にかかる承認案件4件、人事案件1件が提案を予定されております。

これまで、臨時議会におきましては、提出されましたすべての議案について、当日の本会議で即決という取扱いをしておりましたので、今回の議案の取扱いにつきましても、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと、採決をするということにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

また、これらの提出予定議案について、もし賛否の討論が必要となりましたときには、これまでの例により、賛否の討論を各1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
提出議案については、委員会付託を省略し、当日に即決することとし、

賛否の討論については、1名ずつとするということで確認をさせていただきます。議長には、よろしくお取り計らいの方、お願いいたします。

付議予定議案等の取扱いについては以上で終わります。

総務部長のほうから、何か他に報告等しておくことがございますでしょうか。

(な し)

委員長 総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。どうもご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

(午前9時23分 休憩)

(午前9時24分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、④追加日程等についてを議題といたします。

皆さんのお手元に、臨時会進行予定表をお配りしておりますので、これにつきまして事務局から説明をしてもらいます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、臨時会進行予定表につきましてご説明申し上げます。お手元の臨時会議事日程表と追加日程を併せてご覧いただきたいと思えます。

まず、進行予定表をご覧いただきたいと思えます。まず、午前9時に全員協議会を開会いたしまして、本日の議運の審議結果について議会運営委員長より報告をいただきます。そして、日程等の協議をしていただきます。これが済みましたら、本会議を開会し、理事者から提出されました議案を上程し、総括説明、質疑、討論、採決をしていただきます。議事日程で申しあげますと、日程1から日程10までをまず行っていただきます。

次に、常任委員の選出をしていただくこととなりますので、議事日程の日程 1 1. 常任委員会委員の選任についてを議題とし、本会議を休憩していただきます。そして、休憩中に正副議長により希望委員会の聴取、また調整をしていただくということになります。常任委員会委員、議会運営委員会委員が決定をいたしましたら、全員協議会を再開し、常任委員会委員、議会運営委員及び正副委員長の確認をしていただきます。

そして、本会議を再開し、常任委員会委員を議長が指名、次に日程 1 2. 議会運営委員会委員の選任についてを議題として、議長から議会運営委員会委員の指名をしていただきます。

次に、日程 1 3. 議長報告についてということで、(1) 常任委員会正副委員長互選結果について、(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について、それぞれ議長報告をしていただきます。

次に、議長は委員会委員を原則として辞任することの議会申合せがございますので、議長の委員会委員辞任許可を審議するため、暫時休憩し副議長と交替をしていただきます。なお、追加日程 1. 予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 2. 広報発行常任委員会委員の辞任許可について、これらはいずれも議会申合せにより行うものでございますので、一括議題としてお諮りをいただきたいというふうに思います。委員辞任許可がいたされましたら、再度議長と交替し、本会議を閉会していただきます。

以上が臨時議会当日の進行手順でございます。

委員長

ただ今、事務局から臨時会当日の進行予定について説明がありましたが、町提出議案の審議終了後に、任期満了に伴います常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任をしていただきます。現在、西谷議員の失職により常任委員会委員、議会運営委員会委員に欠員が生じております。欠員をどうするかについても、後ほど、ご協議をお願いしたいと思います。ですが、まず、ただ今説明のありました臨時会の進行について、何か質疑、ご意見等ございましたらお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 今後の状況、あるいは、全員協議会で皆さんのご意見をいただくなかで、変更になることもあろうかとは思いますが、臨時会当日の進行につきましては、進行予定表のとおり進めるということで確認をいたしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。臨時会については、進行予定表のとおり進めるということで確認をしておきます。

それでは、欠員をどうするのかということについてご相談をさせていただきたいと思います。

現在、常任委員会委員、議会運営委員会委員に欠員が生じておりますが、議会運営委員会委員については、5つの各常任委員会から各1名を出していただきますので、改選後は欠員が生じませんが、常任委員会委員につきましては、副議長を除き、各議員が2つの常任委員会に所属するという慣例がございますので、改選後も2名分の欠員が生じることになります。

改選後も、欠員のままでいくということであれば、一つの委員会が欠員2名とならないよう配慮する必要がありますし、また、欠員のないように各常任委員会を定数に達するまで委員を選任することになりますと、今年度だけの例外ということになると思いますが、議員のうちお二人の方が3つの常任委員会に所属していただくことになります。

このまま欠員でいくのか、欠員が生じないように委員を選任するのか、また、欠員を生じないようにするならば、選任方法をどのようにするのかということについて、委員皆さんのご意見をいただきたいと思いますので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開いたします。休憩中にいろいろご意見を賜りましたが、どのようにさせていただいたらいいのか、ご意見お願いいたします。

飯高委員。

飯高委員 欠員をださないということで、やはり監視の目を多くするという意味において、欠員を出さないという方法で私はお願いしたいと思います。

委員長 ただいま、飯高委員の方から審議を深めていく、充実さすためには欠員を出さない方向でいけばいいのではないかというご意見を賜りましたが、他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私もその方向でいいと思うんですけども。組み合わせによっては最悪どうしてもならない場合もあると思いますんで、議会運営委員会の結論としては極力欠員を出さない方向で、常任委員会の編成を考えていくということで。

委員長 ただいま、木澤委員の方からひょっとして、物理上いうんですかね、欠員が生じる恐れもあるということで、極力欠員を出さないという方向でまとめればどうかということですが、それでよろしいですやろか。

(異議なし)

委員長 そしたら、各常任委員会においては極力欠員をださないということでまとめさせていただきます。

次にその選任方法をどのようにするのかということについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

飯高委員。

飯高委員 現在の選出方法につきましては、各常任委員会は入っていただいて、あと広報に入られている方につきましては、他の常任委員会に1つしか

入っていないので、特に広報に選出された方につきまして、もうひとつの委員会に所属する方向で考えればいいかなとは思いますが。

委員長 ただいま飯高委員の方から、広報常任委員会から選任していただくというご意見を賜りましたが、他に皆さんご意見ございませんか。
木澤委員。

木澤委員 私も提案の方法としては最初はそういう形で、広報委員さんが、他の常任委員会1つしか入れてないので、まずお聞きするという形でいいかなというふうに思うんですけども、その際に希望されない方が出てくるかもしれませんので、そこはまあ強制はしないということで、それ以外の委員さんにも、まず広報委員さんに、3人さんにお尋ねをして、監査委員さんと副議長については除外、副議長についてはすでに3つ入っていらっしゃいますので、その監査委員さんと副議長以外のお三方に、他の常任委員会の所属の希望を聞いていただいて、その場合に希望されなかった時については、広報委員さん以外の方に再度お尋ねして、常任委員会の欠員をつくらないように協議をしていくのがいいのではないかなというふうに思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時47分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 再開いたします。ただいま木澤委員からご意見いただきましたが、それに対してなにかご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 今、そういうふうなご意見出たんですが、私はやはり広報委員会の方に選出された方で留めとく方が好ましいんじゃないかというように思います。やはり4つ委員会を持たれるという可能性も出てきますし、もし、当てはまらなかったら欠員でも仕方ないんじゃないかというような考え

てございます。以上です。

委員長 それでは、ただいまご意見賜りましたが、広報委員会から選出していただくということがまず1点と、広報委員会でまとまらなければ、他の委員会から選出していただくということの2つの意見がございますが、この広報委員会だけで選出していただくということで、まとめたと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 そしたら広報委員会から出ていただくと、選出していただくということで、広報委員会5人のうち、充て職というんですかね、副議長、そして監査委員さんを除く3名の方で欠員をカバーしていただくと、ただし、3名のうち、とにかく1人につき1つの常任委員会に入っていただくという形にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 暫時休憩します。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時54分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 今まで議論の中で、監査委員さんと副議長については、広報委員さんの中でも除外するというので、前提で話をしてきましたけども、監査委員さんについては、予算決算常任委員会には所属できないという規定はありますけども、実際には他の広報委員さんと同じように、3常任委員会については所属は1つしかしておられないので、広報委員会から行っていただく中に監査委員さんも入ってもらって広報委員の中で、4人

の方で、空き常任委員会に行っていただくということで検討してもらうのが、協議していただくのがいいのではないかなと思います。

委員長 　ただ今、私、充て職である副議長及び監査委員を除くということをお申しましたが、木澤委員の方から監査委員さんについては選出委員さんの中に入れていただく方がいいのではないかというご意見を賜りましたが、それでよろしいですやろか。

（ 異議なし ）

委員長 　そしたら、広報委員5名のうち、副議長を除く4名の方で選出していただくと、ただし、1人につき1つの委員会のみ選出していただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 　ただし、4名とも、例えばの話で4名とも、これで手いっぱいという申し出があればですね、それはそれでお受けしなければいけないと思いますので、ただ今の4名の中から選任していただくけれども、強制力は伴わないという方向にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　それでは、そのようにさせていただきたいと思います。
次に、2. その他についてを議題といたします。委員さんのほうから何かございますでしょうか。ございませんか。

（ な し ）

委員長 　議長の方から何か報告等ございますか。

(な し)

委員長 事務局の方は。

(な し)

委員長 他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前9時56分 閉会)